

氏名(本籍地) まつ やま じゅん
松 山 淳

学位の種類 博士(経済学)

学位記番号 経博第140号

学位授与年月日 平成23年9月1日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科、専攻 東北大学大学院経済学研究科(博士課程後期3年の課程)
経済経営学専攻

論文題目 Distributive Justice and the Capability Approach
(分配的正義とケイパビリティ・アプローチ)

博士論文審査委員 (主査)
教授 守 健 二 教授 大 村 泉
准教授 浜 田 宏
(東北大学大学院文学研究科)

論文内容の要旨

アマルティア・センの1980年の論文「何の平等か？」において、彼は、所得や効用に代わる、個人の福祉の新たな尺度としてケイパビリティの概念を提唱した。それと同時に、ケイパビリティの平等論を新たな分配的正義論として彼は積極的な論陣を張った。ケイパビリティ・アプローチの大きな特徴は、個人の福祉を評価する際に、個人の福祉の二つの側面、「福祉の達成」(well-being achievement)と「福祉の自由」(well-being freedom)、に焦点を当て、いわば複眼的に個人の福祉を評価する。ケイパビリティ・アプローチの利点は、個人の差異を敏感に察知することにより、多様な個人からなる社会における、個人の福祉の新たな尺度としてその適用が期待されている。センによる提唱以降、ケイパビリティ・アプローチに基づく多くの研究が様々な分野の研究者たちによって推進されている。しかしながら、ケイパビリティ・アプローチに関する諸問題が依然として未決のままである。たとえば、ケイパビリティの平等を達成するような資源配分の問題、ケイパビリティ集合のランク付けの問題、ケイパビリティのリストの問題などが挙げられる。本稿で焦点を当てるのは、理論的に密接に関連性のある、前者二つの問題である。本稿において主に関心をよせる問題は、上の三つの例示の第一の問題点、ケイパビリティの平等を達成するメカニズムとは何か、

という問題である。セン自身の議論は倫理的なレベルにとどまっており、理論経済学的な分析が十分に展開されていない。私はこの問題に対して、理論経済学的な観点から分配的正義と関連付けて、研究を行う。この第一の問題を取り上げるときに、上の例示における第二の問題である、ケイパビリティ集合のランク付けの問題を考察する必要がある。センによるケイパビリティの定義によれば、個人のケイパビリティは、所与の財の下で機能ベクトルの実行可能集合として定義される。各人のケイパビリティの優劣を決めるためには、各人のケイパビリティ集合を順序づけなければならない。しかし、ケイパビリティ集合は所得や効用のような実数ではないので、ケイパビリティ集合のランク付けの方法はそれほど容易ではない。ケイパビリティ集合のランク付けに関する研究はそれ自体魅力的な研究トピックであるが、本研究がケイパビリティ集合のランク付けを取り上げる主な理由は、ケイパビリティの平等を達成するようなメカニズムを考察するさいに、ケイパビリティ集合間の平等の程度を、所与のケイパビリティ集合を評価する尺度を用いて、評価しなければならないことに由来する。したがって、ケイパビリティの平等を考える際には、ケイパビリティ集合のランク付けの問題を考察しなければならない。

上でも述べたように、ケイパビリティ・アプローチは、対抗する分配的正義の諸議論に比べ、各人の能力差をより適切に焦点を当てる。第二節では、ケイパビリティ・アプローチが、ロールズの社会的基本財アプローチ、厚生主義的平等論（限界効用の平等、総効用の平等）に比して、優位性を持つことに対して規範的な正当化を行う。その際に用いる基準は、公平性の弱公理および適応的選好形成である。前者は、いわば説得的な分配的正義の理論が満たすべき最小限の要件であり、経済的、社会的、身体的などに不利な状況にある人に配慮する分配が行われるべきであることを要求する。後者は、われわれの選好が環境に依存することを認めるならば、とくに経済的、政治的に厳しい社会状況下では、その状況の主観的な評価は認知的に歪んだものになりうる。したがって、本稿の文脈では、適応的選好形成依存しないアプローチは、不平等や貧困問題を分析する際に、少なくとも状況の評価に関して認知的な歪みが起こらないという意味で、適切な枠組みを提供すると判断される。ケイパビリティ・アプローチを含めた四つの分配的正義の理論の中で、ケイパビリティ・アプローチだけが、公平性の弱公理、および適応的選好形成による認知的な歪みによる状況評価の影響を被らない、という双方の性質をもつことが示される。

第三節では、第四節以降展開する、ケイパビリティ・アプローチを動学化することへの正当化を行う。ケイパビリティ・アプローチは各人に与えられた諸資源を機能へ変換する個人間の差異に注目することで、諸個人の差異を捉えることができる。本稿では、このセンによる洞察に加えて、各人の能力は時間とともに変化するという事実に着目する。たとえば、現時点でケイパビリティの平等を達成できたとしても、各人の能力の発達度合いには時間とともに差があるのだから、次期における各人のケイパビリティには格差が生じることにある。もし各人の能力が時間とともに変化するという事実を認めたならば、各人のケイパビリティに、現時点においてどのくらいの格差があるのかだけでなく、各人が将来どのように能力を発達させるのかという能力発達のプロセスまで考察しなければならない。ケイパビリティ・アプローチを動学化し展開することを正当化する根拠は、実

はセン自身に求められる。ケイパビリティは本来動学的な概念であるとは彼は明示的には主張していないが、諸資源を機能へ変換する各人の利用関数は個人的および社会的要因に依存し、とくに前者の要因については、健康、年齢など時間に依存する諸要因であることを彼の著書『福祉の経済学』（1985、邦訳 p.42）で述べている。

ケイパビリティ・アプローチを動学的に展開した研究は、D'Agata（2007）によって初めて試みられた。t 期における各人のケイパビリティが、ある評価関数の下で、t-1 期における自身のケイパビリティ上の最適点に依存して内生的に決定される設定を、適応動学モデル（Adaptive Dynamic Model）を用いて表現した。このモデルを使うことにより、人間はこれまで得た経験や知識に基づいて自身の能力を徐々に発達させる状況をフォーマルな形で扱うことが可能となる。本研究では、D'Agata によって提唱されたモデルを発展させ、分析をおこなった。彼とのモデルの差異は三つある。第一に、D'Agata は財を固定したのに対して、本研究では変数として取り扱えられるように拡張を行った。第二に、D'Agata のモデルは、2 人経済であるのに対して、分配的正義に焦点を当てるために、より一般的な n 人経済で分析を行った。第三に、D'Agata は、機能＝福祉の達成にしか焦点を当てていないのに対して、本研究では機能＝福祉の達成およびケイパビリティ＝福祉の自由の双方に焦点を当てた。この点は、ケイパビリティ・アプローチによる個人の福祉の複眼的な捉え方に、より忠実に分析枠組みのフォーマライズを行った。

第四節では、ケイパビリティ・アプローチを、上記で述べたような動学モデルを構築し分析を行った。このような理論的な定式化ができたとして、そのモデルに基づいてケイパビリティの平等化の実行を説得的に展開できるのであろうか。この問いは、ケイパビリティの平等を達成するメカニズムに密接に関連する。もしこの問いに肯定的な解答が与えられなければ、ケイパビリティの平等論の説得性は減じてしまうと考えられる。

このような問題意識の下で、初期に資源を各人に分配した後、個々人が他期間にまたがってそれを利用しながら自身のケイパビリティを発達させるという設定下で、将来における各人のケイパビリティの平等が実現可能なかどうかについて分析を行った。まず、その際に考察すべきは、ケイパビリティの評価の問題である。ケイパビリティ集合を評価する方法は、考察している集合族上の任意の集合に対してランク付けが可能という意味で完備性を要求する方法と、ある集合間に対してはランク付けを要求しない非完備な方法がある。問題に対する第一次的接近としては、前者の方法、すなわち完備な評価法を仮定することである。完備な評価方法は典型的には実数値関数として表現可能であり、本研究でもこの方法に従い、ケイパビリティ集合の評価を行った。上に述べたような、問題に対して本研究が与えた結論は、肯定的なものである。すなわち、人間発達の動学的プロセスの下でのケイパビリティの平等の実現可能性を示した。

上で述べたように、ケイパビリティ・アプローチは、個人の福祉を「福祉の達成」（well-being achievement）と「福祉の自由」（well-being freedom）という二つの側面から評価する。個人を任意に選び（個人 i とする）、個人 i の福祉の達成と福祉の自由が、財の量を多く配分するにつれて、それぞれどのような振る舞いをするのか（単調に増えるのかそれとも乖離するのかどうか）に

ついて、ケイパビリティの平等に関する定理を導いた同じ仮定の下で、分析した。ケイパビリティの平等に関する定理を導いた同じ仮定の下で、財の量を増やしていったときに、個人*i*の福祉の達成と自由はそれぞれ乖離する場合があります。反例を用いて示した。財の量に関して福祉の達成と福祉の自由は単調に増加していくと期待するが、結論はそうではない。しかも、双方の乖離のタイミングも異なる。この結論は、われわれの直感に反する例として興味深い。

論文審査結果の要旨

本研究は、アマルティア・センによって提唱されたケイパビリティ・アプローチが分配的正義の理論として必要でありかつ可能であることを論じる英語論文である。まず第I章では全体の概要が述べられる。すなわち、「ケイパビリティの平等」という構想は、能力の個人差に適切に配慮した上で平等を考察することができる点で、分配的正義の理論の他の競合的なアプローチである厚生主義（総効用の平等、限界効用の平等）やロールズの格差原理などと比較して利点がある。また個々人の福祉を、「福祉の自由」と「福祉の達成度」という複眼的視点で多面的に考察できる。その一方で、「ケイパビリティの平等」に関するセンの議論は哲学的なものにとどまり、厳密なモデルによる分析を欠く。さらに、個人の能力は、時間とともに変化するものなので、ケイパビリティも1時点のものではなく、動態的概念として再定義される必要がある。第II章では、ケイパビリティの平等、総効用の平等、限界効用の平等、ロールズの格差原理という4つのアプローチを比較し、「公平性の弱公理」（不遇な人に多くの財を分配する）を満たしかつ、「適応的選好形成」（状況への順応によって、状況の主観的判断が歪められる）を回避できるのは唯一、ケイパビリティの平等であることを論証する。第III章では、ケイパビリティが時間的に変化することを考慮するために、ケイパビリティの「適応動学（adaptive dynamics）」を導入する。ケイパビリティの「適応動学」という構想はA.ダガタ（Antonio D'Agata）によって提唱されたものであるが、本研究では、ダガタのモデルをさらに発展させる。すなわち財を定数から政策変数へ変更し、人数も2人から*n*人へと一般化し、さらに福祉を「達成」という側面だけではなく、「達成」と「自由」という2面から考察する。第IV章では、一定の仮定の下で、適応動学のプロセスにおいて、*n*人の「福祉の自由」の極限を正確に一致させるような財の分配が存在することを命題として証明する。またその系として「福祉の達成」の極限を平等にする財分配の存在も証明される。こうして、動学的プロセスのもとでケイパビリティ・アプローチを分配的正義の理論として応用することが可能であることが事実上示される。第V章では、数値例によって、財の増加に伴い、福祉の「自由」は増加するが「達成」は減少する事態が起こりうることを論証する。こうして福祉を両側面で考察することの意味が事実上示される。第VI章ではまとめとして、財の増加に伴う福祉の「自由」と「達成」の相互逆行について、その実際例が紹介されるとともに、今後の研究課題について展望が述べられる。

本研究は、動学的プロセスにおけるケイパビリティの平等の存在証明を行うという点において学界への新たな重要な貢献を含んでいる。また動学的プロセスにおける福祉の「自由」と「達成」の相互逆行可能性を例示するという点も興味深い。ところで、筆者自身が指摘しているように、本研究におけるケイパビリティ・アプローチの正当化が、比較対象や評価基準が選別的であり、その意味で一般性に欠けるが、予備的考察としては十分意味のあるものである。また一部証明に不明確さが残るが、命題自体は頑健であり、論理展開を阻害するものではない。以上の理由により本審査会は、本論文が博士（経済学）の学位を授与するに値するものと判断する。